



お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業者の皆さまへ

感染症対策に必要な

物品の購入費

四万十町商工業者感染症対策物品購入補助金

を支援します。



対象者

- 1 | 四万十町内に事業所または店舗を有する事業者（農林漁業者にあっては法人格を有する者に限る）であって、当該事業を継続する意思がある者。
- 2 | 町税などの滞納がない者
- 3 | 四万十町の事務および事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者

補助対象物品

- ✓ 補助の対象となる物品は、下記のとおりです。
- ✓ 各要件をご確認ください。
- ✓ **！** 下記の物品以外は対象とはなりません。

令和3年4月1日以降で、交付決定前に購入した補助対象物品についても、適正と認められる場合には、遡っての申請が可能です。

マスク



要件 | 素材は不織布で使い捨てタイプのもの

フェイスシールド



要件 | 顔面全体を覆うもの

ペーパータオル



要件 | テーブルなどの備品の消毒、手拭きに使用するもの

消毒液、除菌シート



要件 | 手指の消毒およびテーブルなどの備品の除菌、抗菌もしくは殺菌として使用するもの。ただし、手指の消毒として使用するアルコール消毒液は、濃度60%以上95%以下のエタノールのものに限る。

※手指の消毒として使用するアルコール消毒液の濃度表示の例

厚生労働省によると、濃度70%以上95%以下のエタノールによる手指消毒が有効とされていますが、60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる調査結果も報告されています。そのため、本補助金の対象となるのは、濃度60%以上95%以下のエタノールに限ります。必ず成分表示等を確認してから購入してください。濃度60%以上95%以下のエタノールが含まれたアルコール消毒液は下記のような表記がありますので、購入時の参考にしてください。

- ① エタノールの濃度表示
- ② 「火気厳禁」の標記
- ③ 「第3類医薬品」または「指定医薬部外品」の標記
- ④ 「消毒」または「殺菌」
- ⑤ 上記の内容の標記

本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

補助金額

補助率 **10 / 10** （上限額 | 10万円）

- ※算出した補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ※1事業者あたり合計10万円を上限額として2回まで申請することができます。

補助金申請の流れ

申請書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 補助対象物品の購入の確認ができるもの（レシート、領収書など）
- ③ 同意兼誓約書

申請期限

令和 **4** 年
1月31日まで

[提出・お問い合わせ先] にぎわい創出課 ☎ 22-3281 大正 地域振興課 ☎ 27-0111 十和 地域振興課 ☎ 28-5111



規模地震などの
災害発生時、

建物や宅地の調査

にご協力をお願いします。



被災

被災建築物応急危険度判定



地震で被災した建物 を調査します。

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。これらの建物は、その後の余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

赤



この建物に立ち入ることは**危険**です。

黄



この建物に立ち入る場合は**十分に注意**してください。

緑



この建物は**使用可能**です。

その他の地震発生後の建物に関する判定として次のようなものがあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

住家被害認定

「罹災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの

※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。
▽

被災

被災宅地危険度判定



大規模な地震や大雨などで被災した宅地 を調査します。

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆様へ情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。平成28年の熊本地震の際には、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が被災市町村（熊本市、益城町、南阿蘇村など）を支援するために、現地へ派遣されました。被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見やすい場所に貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

赤



この宅地に入ることは**危険**です。

黄



この宅地に入る場合は**十分に注意**してください。

青



この宅地の被災度は**小さい**と考えられます。



熊本地震では、
約 19,000 件の判定が行われました。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、罹災証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力いただきますようよろしくお願いします。

[お問い合わせ先] 建設課 ☎ 22-3120